

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第4回） 次第

日時：平成25年8月8日（木）

午後1時～午後3時

場所：とりぎん文化会館 第4会議室

1 開会

2 あいさつ

3 「鳥取県手話言語条例（案）」等に関する説明

4 意見交換

5 閉会

鳥取県手話言語条例(仮称)研究会 委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学識経験者	鳥取大学地域学部准教授	相澤 直子	
	島根大学法文学部准教授	毎熊 浩一	
	(財)全日本ろうあ連盟理事	西滝 憲彦	
	(財)全日本ろうあ連盟監事	中西 久美子	
県内当事者団体	鳥取県ろうあ団体連合会理事	戸羽 伸一	
	コミュニケーション支援センターふくろうセンター長	石橋 大吾	
ボランティア・地域福祉	鳥取県手話サークル連絡協議会代表者	星見 安鶴子	
	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
	鳥取県社会福祉協議会地域福祉部長	小林 良守	
商工団体	鳥取商工会議所専務理事	大谷 芳徳	
行政関係	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	北栄町福祉課長	鎌田 栄子	
	鳥取県教育委員会事務局次長	山本 仁志	
	鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	
事務局	日本財団公益・ボランティア支援グループ長	石井 靖乃	
	鳥取県障がい福祉課長	日野 力	
オブザーバー	(財)全日本ろうあ連盟	鳴原 理恵	
	鳥取県ろうあ団体連合会事務局次長	諸家 紀子	

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第4回） 資料目次

- 1 鳥取県手話言語条例（案） . . . P 1 ~ P 4
- 2 鳥取県手話言語条例（案）見消し版 . . . P 5 ~ P 8
- 3 鳥取県手話言語条例（案）の施策規定に対応する手話関連施策（案）  
. . . P 9 ~ P 11
- 4 鳥取県手話言語条例（案）の施策規定に対応する手話関連施策（案）  
見消し版 . . . P 12 ~ P 14
- 5 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第3回）での主な意見 . . .  
P 15 ~ P 17



## 鳥取県手話言語条例（案）

### 1. 条例のコンセプト

“みんなで学び、共に生きる” 手話言語条例

### 2. 手話言語条例（案）を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共にその発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回聴覚障害教育国際会議において、読唇と发声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された第21回聴覚障害教育国際会議において全て撤回されることになる。

聞こえる人は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聞こえる人は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聞こえる人とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められることになったほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がいのある者を健常者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、健常者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることにより、聞こえる人、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさらに

推進し、実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

### 3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

### 4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

### 5. 手話の定義

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

### 6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聴者が相互の違いを理解して人格と個性を尊重とともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

### 7. 障がい者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない。

### 8. 関係者の役割・責務

#### ① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めるとともに、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

#### ② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとする。

#### ③ 事業者の役割・責務

事業者は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

#### ④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

#### ⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

### 9. 手話の使用に関する環境の整備等

#### ① 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

#### ② 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、ろう者が利用しやすい手話通訳者の派遣体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

#### ③ 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

#### ④ 県の事業者への支援等

県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために、必要な支援を行う。

#### ⑤ 県の手話を用いた情報発信等

ア 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

イ 県は、手話学習会を開催する等、その職員がろうを理解し、手話を学習するための取組を推進する。

#### ⑥ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることに鑑み、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

#### ⑦ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び県民は、手話が言語であり、文化的所産であることに鑑み、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

#### ⑧ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

**10. 施行期日**

公布日

## 1. 条例のコンセプト

“みんなで学び、共に生きる” 手話言語条例

## 2. 手話言語条例(案)を制定する意義

手話は、ろう者が思考し、意思疎通を図る際に使う言語で、手指の動きや表情などを使って概念や意思等を視覚的に表現するものである。

我が国の手話は、明治時代のろう学校設立に始まるろう者のコミュニティの形成と共にその発展が始まるが、1880年にミラノで開催された第2回聴覚障害ろう教育国際会議において、読唇と发声訓練を中心とする口話法をろう教育で採用すべきと決議され、また、我が国でも1925年の日本聾口話普及会設立後は口話法が飛躍的に普及し、ろう教育が口話法習得に特化した影響により、ろう学校での手話の使用が実質的に禁止されていた時代があった。しかし、こうした厳しい教育環境にあっても手話が廃れることはなく、ろう者の言語として、ろう者からろう者へと大切に受け継がれ、発展してきた。そして、1880年のミラノでの国際会議の決議は、2010年にバンクーバーで開催された第21回聴覚障害者教育国際会議において全て撤回されることになる。

聞こえる人聴者は、日本語という音声言語を獲得し、思考し、会話することで日常生活を送っているが、ろう者は、音声言語の獲得が困難なことが多く、主に視覚機能を利用した言語である手話によって生活している。

人とつながり、学校で学び、家庭、職場、地域社会で人間関係を築いてそれぞれの立場で役割を果たすという当たり前の暮らしをするためには、自由に意思疎通を図ることができる言語を獲得し、その言語によって思考し、会話することが前提となる。

聞こえる人聴者は、普段言語の重要性を意識していないが、言語が獲得できなければ、物事の理解、思考、会話が困難になり、当たり前の暮らしをすることが不可能になる。このため、手話が言語として法的に保障される環境を整備することが、ろう者の当たり前の暮らしを実現するために必要である。

また、手話はろう者の尊厳そのものである。社会全体が手話を言語として認知し、これを理解することが、聞こえる人聴者とろう者がお互いを尊重し、共に参画する地域社会を実現するための基盤となる。手話を使用する環境の整備や手話の普及啓発等の施策はこうした基盤の上に実施されるべきものである。

国際的には2006年の障害者権利条約で手話が言語として認められることとなったほか、諸外国においても手話を言語と位置付けるための憲法改正や、手話に関する法律制定が進んでいるが、残念ながら我が国ではこうした法律の制定は遅々として進んでいない。

鳥取県は、全国に先駆けて「障がいを知り、共に生きる」という、障がい者への理解と共生を推進するあいサポート運動発祥の地である。あいサポート運動は、障がいのある者を健常者に近づけるという従来の福祉的発想を飛び越え、健常者と障がい者が互いに寄り添い、共生するという大胆な発想転換の運動である。

その鳥取県において、手話言語条例（仮称）を制定し、この問題を全国に向けて発信するとともに、福祉分野にとどまらず、行政、教育等も含めた幅広い分野を対象とすることにより、聞こえる人聴者、ろう者、手話通訳者等全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす鳥取県の地域づくりをさ

らに推進し、実践の段階に進めるため、この条例を制定する。

### 3. 条例の名称

鳥取県手話言語条例とする。

### 4. 条例の目的

この条例は、手話を言語として認知し、手話について基本理念を定め、県、県民、ろう者等の責務を明らかにするとともに、手話を使用する環境の整備及び手話の普及その他の手話に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民との協働による手話に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって県民及びろう者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

### 5. 手話の定義

手話は、ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の言語体系を有する言語であり、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

### 6. 基本理念

手話を言語として認知し、ろう者と聴者が相互の違いを理解して人格と個性を尊重するとともに、手話を使用する環境整備及び手話の普及促進について不断の見直しを行い、その実施について、県、ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者が緊密に連携しつつ、県民の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。

### 7. 障がい者計画

県は、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者計画」という。）を策定する中で、ろう者を含めた県民がお互いを尊重し、手話を用いた豊かな生活が実現できるよう手話に関する総合的な施策に関する計画を策定する。

県は、手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況について、ろう者等の関係者の意見を聴かなければならない。

### 8. 関係者の役割・責務

#### ① 県の役割・責務

県は、市町村、ろう者等と協力して、県民のろうに対する理解を深めるとともに、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

#### ② 県民の役割・責務

県民は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす鳥取県をつくるため、ろう及び手話を理解するよう努めるものとする。

#### ③ 事業者の役割・責務

事業者は、ろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

#### ④ ろう者の役割・責務

手話を使用するろう者は、県等の関係機関と協力して、ろうの当事者として県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

#### ⑤ 手話通訳者の役割・責務

手話通訳者は、ろう者と地域をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、ろう者からの情報発信及びろう者への情報提供を正確に行うため、手話技術の向上に努めるとともに、県等の関係機関と協力して、県民のろうに対する理解の促進、手話の普及促進に努めるものとする。

### 9. 手話の使用に関する環境の整備等

#### ③① 教育面における手話に関する環境の整備

ア 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

#### ② 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、ろう者が利用しやすい手話通訳者のを適切に派遣できる体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

#### ①③ 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備を行う。

#### ④ 県の事業者への支援等

県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために、必要な支援を行う。

#### ⑤④ 県の手話を用いた情報発信等

ア 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

イ 県は、手話学習会を開催する等、その職員がろうを理解し、手話を学習するための取組を推進する。

#### ⑥⑤ ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることに鑑かんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

#### ⑦⑥ 文化としての手話

ろう者、手話通訳者及び県民は、手話が言語であり、文化的所産であることに鑑かんがみ、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

#### ⑧⑦ 財政上の措置

県は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

**10. 施行期日**

公布日

## 鳥取県手話言語条例（案）の施策規定に対応する手話関連施策（案）

### 1 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民の手話を学べる機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使える環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行う。

#### 【施策案】

##### ＜普及啓発＞

- ① あいサポート運動の推進
- ② 手話シンポジウムの開催
- ③ 手話条例紹介DVD、チラシ等による啓発
- ④ TVCM、新聞、フリーペーパー、県政だより等による啓発

##### ＜環境整備＞

- ① ICT（iPAD、テレビ電話）を活用した意思疎通支援
- ② 聴覚障がい者センター（仮）への支援
- ③ 県民向け手話ミニ講座（入門編）
- ④ 事業者が実施する手話学習会費用、手話検定受講料等への助成
- ⑤ 地域の手話サークルへの助成（会員以外を対象とした学習会等の開催経費）
- ⑥ 行政等の窓口担当者向け手話講座
- ⑦ ろう児を養育する聞こえる者に対する手話講座等の受講料助成
- ⑧ 手話通訳者の派遣事業（イベント、講演等の際の手話通訳者派遣）の実施
- ⑨ 県庁における手話を学ぶ活動の実施

### 2 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、ろう者が使用しやすい手話通訳者の派遣体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

#### 【施策案】

- ① 手話通訳者養成事業の拡充により、現在の手話通訳者33名からの増加を目指す。（障害福祉計画（第3期、～平成27年3月）では平成26年度に42名。）
- ② 手話通訳者のレベルアップ研修、指導者養成研修の実施
- ③ 手話通訳者等の報酬引き上げ
- ④ 手話通訳者の健康管理に関する講習会

### 3 教育面における手話に関する環境の整備

- (1) 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

#### 【施策案】

- ① 鳥取聾学校で実施している0歳からのろう児・親への支援（鳥取聾学校地域支援部の充実）
  - ② 鳥取聾学校教職員等の手話研修会への参加、資格取得の支援
  - ③ 手話ができる教員の配置（採用）
  - ④ 会議・研修会等への手話通訳者の派遣
- (2) 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

**【施策案】**

- ① 手話教育推進コーディネーターの配置（既存の教科等の中で活用できる学習教材、指導手引書等の作成等）
- ② 聾学校教員、ろう者による出前講座の開催（保育園、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、その他各種団体）
- ③ 聾学校児童生徒との交流学習

**4 県の事業者への支援**

県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために、必要な支援を行う。

**【施策案】**

- ① 事業者が実施する手話学習会費用、手話検定料等への助成（再掲）
- ② 障がい者就労環境改善事業
- ③ ジョブコーチによる支援

**5 県の手話を用いた情報発信等**

- (1) 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

**【施策案】**

- ① 知事定例記者会見インターネット中継での手話通訳動画插入
- ② 県主催で一定規模かつ不特定多数の参加が見込まれるイベント開催時には手話通訳者を必置

- (2) 県は、手話学習会を開催する等、その職員がろうを理解し、手話を学習するための取組を推進する。

**【施策案】**

- ① 手話講座の充実・受講勧奨、手話検定料等への助成
- ② あいサポート研修

**6 ろう者の活動**

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることに鑑み、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

**【施策案】**

- ① ろう者の団体等が主催する手話フォーラムの開催支援等

## 7 文化としての手話

ろう者、手話通訳者、手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることに鑑み、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

### 【施策案】

- ① ろう者、手話通訳者等で構成する手話研究会（仮）に対する支援

## 鳥取県手話言語条例（素案）の施策規定に対応する手話関連施策（案）

### 3-1 教育面における手話に関する環境の整備

- (1) 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学級等においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。

#### 【施策案】

- ① 鳥取聾学校で実施している0歳からのろう児・親への支援（鳥取聾学校地域支援部の充実）
  - ② 鳥取聾学校教職員等の手話研修会への参加、資格取得の支援
  - ③ 手話ができる教員の配置（採用）
  - ④ 会議・研修会等への手話通訳者の派遣
- (2) 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

#### 【施策案】

- ① 手話教育推進コーディネーターの配置（既存の教科等の中で活用できる学習教材、指導手引書等の作成等）
- ② 聾学校教員、ろう者による出前講座の開催（保育園、幼稚園、小・中・高等・特別支援学校、その他各種団体）
- ③ 聾学校児童生徒との交流学習

### 2 手話通訳者の確保・養成

県は市町村と協力して、ろう者が使用しやすい手話通訳者が必要なときに適切に派遣できる体制の確保、手話通訳者及びその指導者の手話技術向上、養成及び確保を行う。

#### 【施策案】

- ① 手話通訳者養成事業の拡充により、現在の手話通訳者33名からの増加を目指す。（障害福祉計画（第3期、～平成27年3月）では平成26年度に42名。）
- ② 手話通訳者のレベルアップ研修、指導者養成研修の実施
- ③ 手話通訳者等の報酬引き上げ
- ④ 手話通訳者の健康管理に関する講習会

### 1-3 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

県は市町村等関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、県民の手話を学べる機会の確保等を行うとともに、ろう者が手話をいつでも使える環境の整備、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなど、手話の普及、手話の使いやすい環境の整備を行う。

#### 【施策案】

＜普及啓発＞

- ① あいサポート運動の推進
- ② 手話シンポジウムの開催
- ③ 手話条例紹介DVD、チラシ等による啓発
- ④ TVCM、新聞、フリーペーパー、県政だより等による啓発

#### ＜環境整備＞

- ① ICT (IPAD、テレビ電話) を活用した意思疎通支援
- ② 聴覚障がい者センター（仮）への支援
- ③ 県民向け手話ミニ講座（入門編）
- ④ 事業者が企業等で実施する手話学習会費用、手話検定受講料等への助成
- ⑤ 地域の手話サークルへの助成（会員以外を対象とした学習会等の開催経費）
- ⑥ 行政等の窓口担当者向け手話講座
- ⑦ ろう児を養育する聞こえる聴者に対する手話講座等の受講料助成
- ⑧ 手話通訳者の派遣事業（イベント、講演等の際の手話通訳者派遣）の実施
- ⑨ 県庁における手話を学ぶ活動の実施

#### 4 県の事業者への支援

県は、事業者がろうを理解し、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために、必要な支援を行う。

##### 【施策案】

- ① 事業者が実施する手話学習会費用、手話検定料等への助成（再掲）
- ② 障がい者就労環境改善事業
- ③ ジョブコーチによる支援

#### 5-4 県の手話を用いた情報発信等

(1) 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努める。

##### 【施策案】

- ① 知事定期記者会見インターネット中継での手話通訳動画挿入
  - ② 県主催で一定規模かつ不特定多数の参加が見込まれるイベント開催時には手話通訳者を必置
- (2) 県は、手話学習会を開催する等、その職員がろうを理解し、手話を学習するための取組を推進する。

##### 【施策案】

- ① 手話講座の充実・受講勧奨、手話検定料等への助成
- ② あいサポート研修

#### 6-5 ろう者の活動

ろう者及びろう者の団体は、手話言語条例が県民の理解のもとに施行されることに鑑かんがみ、ろう及び手話に関する県民の理解を促進するため、自主的な活動を行うよう努めるものとする。

##### 【施策案】

- ① ろう者の団体等が主催する手話フォーラムの開催支援等

## 7-6 文化としての手話

ろう者、手話通訳者、手話を使う県民は、手話が言語であり、文化的所産であることに鑑み、県内の手話の維持・発展に努めるものとする。

### 【施策案】

- ① ろう者、手話通訳者等で構成する手話研究会（仮）に対する支援

## 鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第3回）での主な意見

日時 平成25年7月24日（水）13：00～15：00  
場所 県庁特別会議室（議会棟3階）

### 第1 概要

- 1 事務局が作成した「鳥取県手話言語条例（素案）」、「条例（素案）の施策規定に対する手話関連施策（案）」、西滝委員（全日本ろうあ連盟）提出の「鳥取県手話言語条例（連盟案）」をもとに議論を行った。
- 2 教育、雇用、手話通訳派遣などに関する施策規定の部分を中心に議論が行われた。
- 3 次回（8月8日）の研究会では、今回の議論を踏まえて再検討した条例案を提示して再度議論を行い、意見がまとまれば、研究会意見として報告書のような形でとりまとめることとなった。

### 第2 議論の概要

#### 1 条例（素案）に関する意見

##### ア 教育面における手話に関する環境の整備

- (ア) ろう児は、聾学校だけにいるのではない。むしろ他の難聴学級とか一般の学校の方に多く在籍しているため、ろう児が手話を学ぶための取組は、聾学校の枠をこえて幅広く取り組んでいくことが分かる規定にして欲しい。また、条文の順序は、まず聞こえる子も含めた幅広い取組、その後にろう児に関する取組といった形にして欲しい。
- (イ) 西滝委員ご提案の「ア 県・市町村が設置する学校における手話で学ぶことに対する障壁の除去に対する合理的配慮」、「ウ ろう児の保護者等への支援」の2条の主要な要素は既に事務局提案の中に含まれており、条を追加するのではなく既存の条の表現を修正すれば足りるのではないか。

##### イ 手話通訳者の確保・養成

- (ア) 手話通訳派遣は無償であるべきだし、緊急時に病院に通うこともある、本来いつでもどこでも派遣を受けられるべきもの。無償であることを条例で明示して欲しい。
- (イ) 県内市町村が地域生活支援事業で実施している手話通訳派遣料は無償。公費派遣であるので、宗教・政治活動が馴染まないのは理解できるが、例えば県外に派遣する場合、中西部の市町村はこの事業の対象として扱うため無償だが、東部の市町は対象とならない場合があり、有償となることがある。こういった差が問題。  
→ 西滝委員からのご提案で「ろう者がいつどこでも無償で手話通訳者の派遣を受けられる…」とあるが、個人向け手話通訳派遣は市町村の事業である。どこまで派遣を認めるかは公費の支出を伴うものであり、各市町村の裁量。県と市町村は地方自治制度上対等な関係であり、無償化を県条例で義務付けるのは厳しい。

##### ウ 県民への手話の普及、手話に関する環境の整備

- (ア) ろう児が大人、高齢者になるまで継続的な支援が必要。ろう児がどういう成長をするのか、親はいつも不安に思っているもの。
- (イ) ろう児が生まれたら、医療、相談支援、聞こえなくても手話でコミュニケーションがとれるといった言語面でのケアなど様々な支援が必要。各市町村で相談できる場があると助かる。  
→ 例えば中央病院でろう児が生まれたら、病院から聾学校に連絡がいき、学校の地域支援部

で相談支援を行っている。また、相談拠点としての聴覚障がい者センターの検討も行っている。

- (ウ) センターは情報提供施設のようなものか。県と市町村の役割は重要。身近な相談はまず市町村で受ける体制を整えるべき。  
→ 今、ろう者団体、県、市町村で聴覚障がい者センターの設立に向けて準備を進めている。県と市町村の役割についてもよく検討していただきたい。
- (エ) 西瀧委員からのご提案で、「県機関においてろう児及びろう者が手話をいつでも使え、手話により情報を入手できる…」とあるが、県庁職員で手話によるコミュニケーションがとれる人は極めて少ない。手話だけでなく、筆談とか文字案内なども含めると書き込みやすいが。  
→ 今すぐには無理かもしれない。でもこれが我々の理想。長期的な目標という形であっても残して欲しい。  
→ あいサポート運動の前後では県職員の意識が変わったと感じる。県職員が頑張っていることを条例に盛り込んでもよいのではないか。  
→ 県が自ら率先して手話に関する取組を進めていくというつもりである。

## 2 新たな項目（条文・施策）の提案等

- ア 雇用の場も重要。事業者が、ろう者が働きやすく、サービスを利用しやすい環境を整備するため取り組んで欲しいし、県はこれを支援して欲しい。
- イ まだ手話を知らない子ども、手話を知らずに大人になった高齢者などにも手話を獲得する機会を設けて欲しい。
- ウ 福祉施設、介護施設など、コミュニケーションがとれずにろう者が孤立することが多い。ろう者専用の福祉施設などを作ってはどうか。  
→ ある施設が手話でコミュニケーションできることを売りにする分には応援できるかもしれないが、ろう者専用の施設となるとなかなか難しい。
- エ 聾学校卒業後、すぐに福祉施設に入所してしまうと手話を使う機会がなくなる。手話を使う場、手話に触れる機会が増えるような取組が必要。
- オ 大学や専門学校で手話通訳を付けている事例はあるのか。  
→ 環境大学で手話通訳、ノートテイクをやっているようだが、おそらくボランティアではないか。鳥取大学には今はろう学生はいないと思う。

## 3 条例（草案）に関する用語

### ア 聴者、健聴者、聞こえる者、障がいのない者

- (ア) 前回の研究会で「聴者」がよいと言ったが、「聴」という字は耳で音を聞くだけではなく、目で聞く、心で聞くという意味もある。「聴者」ではなく「聞こえる者」がよい。
- (イ) 手話言語法案では「障害のない者」としている。  
→ ちょっとこれだと（他の障がいもあるのでろう者の対義語としては）難しい。「ろうでない者」もあるが。
- (ウ) 私が手話講座の講師をするときには「聞こえる者」という表現を使っている。NHK手話ニュースでは「聴者」のようだ。個人的には聞きなれた言葉がよいと思う。「健聴者」もありだろう。  
⇒ 事務局で再検討することになった。

### イ 事業主、事業者

- (ア) 「事業者」で了解。

## ウ 字句

(ア) 「鑑み」と「かんがみ」の表現の統一を。

## 4 その他

ア 条例だと堅苦しい文章になりがちだが、できるだけ平易な文章となるよう気を付けて欲しい。あまり文言にこだわりすぎると、一般の人にとって分かりにくくなるので研究会としても気をつけるべき。

イ 難解な文章になるのはやむを得ない面もあるが、県が県民に説明するときにはより分かりやすい資料で説明するなど、配慮して欲しい。

